

新旧対照表

長野県環境影響評価条例施行規則

新			旧														
<p>(第2種事業の判定の基準)</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同条第4項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア~ソ (略)</p> <p>タ <u>長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第4条第2項第1号に規定する景観育成重点地域又は同項第2号に規定する景観育成特定地区</u></p> <p>チ~テ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(別表第1)(第2条、第3条関係)</p>			<p>(第2種事業の判定の基準)</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同条第4項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア~ソ (略)</p> <p>タ <u>長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第12条第1項の規定により指定された景観形成重点地域</u></p> <p>チ~テ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(別表第1)(第2条、第3条関係)</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1種事業の要件</th> <th>第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 工場又は事業場の建設</td> <td>(1) 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	5 工場又は事業場の建設	(1) 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1種事業の要件</th> <th>第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 工場又は事業場の建設</td> <td>(1) 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	5 工場又は事業場の建設	(1) 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業			
区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件															
5 工場又は事業場の建設	(1) 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業																
区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件															
5 工場又は事業場の建設	(1) 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上である工場又は事業																

新			旧		
	<p>場（製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供する場合に限る。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。）の設置の事業</p> <p>(2) 工場等の規模の変更の事業（排出ガス量が10万立方メートル以上又は排出水量が1万立方メートル以上増加するものに限る。）</p>			<p>場（製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供する場合に限る。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。）の設置の事業</p> <p>(2) 工場等の規模の変更の事業（排出ガス量が10万立方メートル以上又は排出水量が1万立方メートル以上増加するものに限る。）</p>	
6 風力発電所の建設	<p>(1) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）の設置の事業（出力が1万キロワット以上である風力発電所を設けるものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>風力発電所の規模の変更の事業（出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）</u></p>				
7 廃棄物処理施設の建設	(略)		6 廃棄物処理施設の建設	(略)	
8 下水道終末処理場の建設	(略)		7 下水道終末処理場の建設	(略)	

新			旧				
9	スポーツ又はレクリエーション施設の建設	(略)	(略)	8	スポーツ又はレクリエーション施設の建設	(略)	(略)
10	土地区画整理事業	(略)	(略)	9	土地区画整理事業	(略)	(略)
11	住宅団地の造成	(略)		10	住宅団地の造成	(略)	
12	工業団地の造成	(略)	(略)	11	工業団地の造成	(略)	(略)
13	流通業務団地の造成	(略)		12	流通業務団地の造成	(略)	
14	別荘団地の造成	(略)	(略)	13	別荘団地の造成	(略)	(略)
15	土石の採取又は鉱物の掘採	(略)	(略)	14	土石の採取又は鉱物の掘採	(略)	(略)
16	複合事業	(略)	(略)	15	複合事業	(略)	(略)

(別表第2)(第35条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	修正後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	修正後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が20パーセント以上増加し

(別表第2)(第35条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	修正後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	修正後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が20パーセント以上増加し

新			旧		
		ないこと。			ないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
7	風力発電所の建設	風力発電所の出力が20パーセント以上増加しないこと。			
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
8	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力 (略)	7	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力 (略)
	し尿処理施設の処理能力	(略)		し尿処理施設の処理能力	(略)
	対象事業実施区域の位置	(略)		対象事業実施区域の位置	(略)
9	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。)	埋立処分場の位置 (略)	8	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。)	埋立処分場の位置 (略)
	埋立容量	(略)		埋立容量	(略)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃	

新			旧				
	棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号の八に規定する産業廃棄物の最終処分場の別			棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号の八に規定する産業廃棄物の最終処分場の別			
10	下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	(略)	9	下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	(略)
11	スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場・スキー場敷地又はその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地(以下「スポーツ・レクリエーション施設敷地」という。)の位置	(略)	10	スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場・スキー場敷地又はその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地(以下「スポーツ・レクリエーション施設敷地」という。)の位置	(略)
12	土地区画整理事業	施行する土地の区域の位置	(略)	11	土地区画整理事業	施行する土地の区域の位置	(略)
13	住宅団地の造成	住宅団地の位置	(略)	12	住宅団地の造成	住宅団地の位置	(略)
14	工業団地の造成	工業団地の位置	(略)	13	工業団地の造成	工業団地の位置	(略)
15	流通業務団地の造成	流通業務団地の位置	(略)	14	流通業務団地の造成	流通業務団地の位置	(略)
16	別荘団地の造成	別荘団地の位置	(略)	15	別荘団地の造成	別荘団地の位置	(略)
17	土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の用に供される場所の位置	(略)	16	土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の用に供される場所の位置	(略)

新			旧		
18 複合事業	別表第1の16の項に掲げる算式により算定した数値に係る対象事業が実施されるべき区域(以下「複合事業実施区域」という。)の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が修正前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の16の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。	17 複合事業	別表第1の15の項に掲げる算式により算定した数値に係る対象事業が実施されるべき区域(以下「複合事業実施区域」という。)の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が修正前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の15の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。

(別表第3)(第46条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
6 工事又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	変更後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	変更後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
7 風力発電所の建設	風力発電所の出力	風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
8 廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処	(略)

(別表第3)(第46条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
6 工事又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	変更後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業の排出水量	変更後の対象事業の排出水量が1万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
7 廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処	(略)

新			旧		
び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	理能力		び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	理能力	
	し尿処理施設の処理能力	(略)		し尿処理施設の処理能力	(略)
	対象事業実施区域の位置	(略)		対象事業実施区域の位置	(略)
9 廃棄物処理施設の建設 (一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。)	埋立処分場所の位置	(略)	8 廃棄物処理施設の建設 (一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。)	埋立処分場所の位置	(略)
	埋立容量	(略)		埋立容量	(略)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
10 下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	(略)	9 下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	(略)
11 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	スポーツ・レクリエーション施設敷地の位置	(略)	10 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	スポーツ・レクリエーション施設敷地の位置	(略)
12 土地区画整理事業	施行する土地の区域の位置	(略)	11 土地区画整理事業	施行する土地の区域の位置	(略)

新			旧		
	都市計画法の規定により都市計画に定められた土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	(略)		都市計画法の規定により都市計画に定められた土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	(略)
13 住宅団地の造成	住宅団地の位置	(略)	12 住宅団地の造成	住宅団地の位置	(略)
14 工業団地の造成	工業団地の位置	(略)	13 工業団地の造成	工業団地の位置	(略)
15 流通業務団地の造成	流通業務団地の位置	(略)	14 流通業務団地の造成	流通業務団地の位置	(略)
16 別荘団地の造成	別荘団地の位置	(略)	15 別荘団地の造成	別荘団地の位置	(略)
17 土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の用に供される場所の位置	(略)	16 土石の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の用に供される場所の位置	(略)
18 複合事業	複合事業実施区域の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が変更前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の16の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。	17 複合事業	複合事業実施区域の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が変更前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の15の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。

(別表第4)(第51条関係)

区分	許可、認可その他の行為
----	-------------

(別表第4)(第51条関係)

区分	許可、認可その他の行為
----	-------------

新		旧	
1 道路の建設	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 道路整備特別措置法第3条第1項、同条第6項、第10条第1項、同条第4項、第18条第1項若しくは同条第4項の規定による許可又は同項の規定による協議	1 道路の建設	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 道路整備特別措置法第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項若しくは同条第4項の規定による許可又は同項の規定による協議
5 工場又は事業場の建設	(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認 (2) ガス事業法第36条の2第1項若しくは第2項の規定による届出又は同法第37条の2の規定による許可 (3) 工場立地法第6条第1項、第8条第1項又は附則第3条第1項の規定による届出 (4) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出	5 工場又は事業場の建設	(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認 (2) ガス事業法第27条の2第1項若しくは第2項の規定による認可、同法第27条の3第1項の規定による届出又は同法第37条の2の規定による許可 (3) 工場立地法第6条第1項、第8条第1項又は附則第3条第1項の規定による届出 (4) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
6 風力発電所の建設	電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出		
7 廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出	6 廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の4第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出
8 下水道終末処理場の建設	(略)	7 下水道終末処理場の建設	(略)
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	(略)	8 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	(略)
10 土地区画整理事業	(略)	9 土地区画整理事業	(略)
11 住宅団地	(1) (略) (2) (略)	10 住宅団地の造成	(1) (略) (2) (略)

新		旧	
の造成	(3) 地方住宅供給公社法第 28 条の規定による意見の聴取 (4) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可	の造成	(3) 地域振興整備公団法第 19 条の 4 第 1 項の規定による認可 (4) 地方住宅供給公社法第 28 条の規定による意見の聴取 (5) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可
12 工業団地の造成	(1) (略) (2) (略) (3) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可	11 工業団地の造成	(1) (略) (2) (略) (3) 地域振興整備公団法第 19 条の 4 第 1 項の規定による認可 (4) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可
13 流通業務団地の造成	(略)	12 流通業務団地の造成	(略)
14 別荘団地の造成	(略)	13 別荘団地の造成	(略)
15 土石の採取又は鉱物の掘採	(略)	14 土石の採取又は鉱物の掘採	(略)